

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる 北九州市づくりに関する条例（通称：障害者差別解消条例） 概要

平成29年12月20日、「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」（通称：障害者差別解消条例）を制定・施行しました（全面施行は平成30年4月1日）。

この条例は、市民、事業者および市が協力して、差別の解消に向けて主体的に取り組むためのものです。障害を理由とする差別をなくすためには、一人一人が障害および障害のある人への理解を深めるとともに、お互いにしっかりと話し合い、一緒に考えていくことが必要です。

「障害を理由とする差別」の禁止

市および事業者は、障害があるという理由で、サービスの提供を拒否したり、制限するなどの取扱いをすること（不当な差別的取扱い）は禁止されています。

また、障害のある人から配慮を求められた場合には、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更または調整を行うこと（合理的配慮）が必要になります。このとき、市は、合理的配慮をしなければなりません。また、事業者は、主体的かつ適切に合理的配慮をするように努めなければなりません。

相談窓口など

障害を理由とする差別に関する相談は、まずは、「障害者差別解消相談コーナー」で専門相談員が対応します。それでもなお解決が難しい場合には、「北九州市障害者差別解消委員会」が助言やあっせん等を行うことで、問題の解決を図ります。

障害者差別解消相談コーナー

障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行います。

場所：小倉北区内1番1号 北九州市役所8階

電話：093-582-5515 FAX：093-582-5516

メールアドレス：s-kaishou@mail2.city.kitakyushu.jp

障害および障害のある人への理解の促進

障害者団体と市が、協働して啓発活動に取り組むことにより、障害および障害のある人に対する理解の促進を図ります。